保 医 発 0 1 1 7 第 1 号 平成 2 4 年 1 月 1 7 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長

## DPC対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」(平成22年厚生労働省告示第98号)第4号イにおいて、調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた病院について、データ提出係数が0.0039の場合にあっては0.0020、0.0037の場合にあっては0.0018とすることとしているところである。

今般、以下の病院において、平成23年12月22日に提出すべき、平成23年11月分のDPCデータの提出が遅滞したことから、平成24年2月のデータ提出係数を下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病院名	データ提出係数	適用期間
武蔵野赤十字病院	0.0020	
(東京都武蔵野市境南町1-26-1)		
松本協立病院	0.0020	
(長野県松本市巾上9-26)		平成24年2月1日から
総合病院中津川市民病院	0.0020	平成24年2月29日まで
(岐阜県中津川市駒場1522番地の1)		
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	0.0020	
(沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1)		